

山梨県公報

第三百六十一号

令和五年

三月十六日

木曜日

目次

告示

- 山梨県指定有形文化財の指定……………一三五
 - 山梨県指定無形文化財の指定……………一三六
 - 山梨県指定有形文化財の指定の解除……………一三六
 - 山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定……………一三七
 - 家畜伝染病の発生……………一三七
 - 道路の区域変更(二件)……………一三七
 - 道路の供用開始(二件)……………一三八
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一三八
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部又は一部解除……………一四〇
 - 基本測量の実施……………一四一
 - 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一四一
- 選挙管理委員会**
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一四二
 - 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一四二
 - 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一四二

告示

山梨県告示第七十七号

山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

県指定有形文化財

(彫刻の部)

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造地藏菩薩立像 附厨子	一軀 一基	木造(檜)、寄木造、彩色、玉眼嵌入、像高一二二・六センチメートル 木造、春日厨子、台座付き、全高二二一・〇センチメートル	宗教法人 宝珠山 安養寺	南アルプス市 十日市場一八 四一	同上

(工芸品の部)

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
銅鐘	一口	総高一四五・〇センチメートル、竜頭高三四・〇センチメートル、笠形高七・〇センチメートル、鐘身口径七九・〇センチメートル、撞座中心高二五・〇センチメートル、撞座径一〇・九センチメートル、駒の爪高五・〇センチメートル、駒の爪出一・五センチメートル、縁厚七・九センチメートル、乳頭径二・五センチメートル	宗教法人 大津山 實相寺	北杜市武川町 山高二七六三	同上

トル、乳高二・三七センチメートル

(考古資料の部)

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
平林二号墳出土品	六〇八点	武器類六三点、武具類一一点、馬具類二六六、装身具類三五二点、青銅鏡二点、須恵器五四点	山梨県	甲府市丸の内一丁目六番一	山梨県甲府市下曾根町九二三番地山梨県立考古博物館

山梨県告示第七十八号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第二十条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定無形文化財として指定する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県指定無形文化財
(工芸技術の部)

名称	技能	保持団体	所在地
雨畑硯	硯製作	雨畑硯製造販売組合 甲州雨畑硯製造加工業組合	南巨摩郡早川町雨畑一五八九 南巨摩郡富士川町鯉沢五一三二

山梨県告示第七十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたので、山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定は解除された。

令和五年三月十六日

県指定有形文化財
(建造物の部)

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
富岡家住宅 主屋	一棟	桁行一〇・九メートル、梁間八・二メートル、二階建、寄棟造、南面、西面、北面、東面庇付、棧瓦葺 東面突出部 桁行四・五メートル、梁間五・五メートル、二階建、寄棟造、南面庇付、棧瓦葺 北面突出部 桁行三・六メートル、梁間一・八メートル、片流れ、棧瓦葺 桁行一五・五メートル、梁間五・八メートル、切妻造段違、南面、北面庇付、棧瓦葺 西面突出部 桁行五・五メートル、梁間三・六メートル、切妻造、棧瓦葺 渡り廊下上便所付属、切妻造、棧瓦葺	富岡信也 富岡好平	甲府市善光寺町二九九九 甲府市善光寺町三〇〇一	甲府市善光寺町三二三五

山梨県告示第八十号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十一条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定史跡名勝天然記念物として指定する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県指定史跡名勝天然記念物

（史跡の部）

名称	員数	所在地	所有者	指定地域
王塚古墳	一基	中央市大鳥居四二五 六番地	中央市大 鳥居自治 会	面積一六七七平方メートル

山梨県告示第八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	二	北杜市	令和五年三月二日

山梨県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から令和五年四月六日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日野春停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北杜市長坂町日野字日野原三二一〇番一地从先から 北杜市長坂町日野字日野原三二一〇番一地从先まで	旧 新	六・六 八・七	一六八・〇 一六八・〇

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から令和五年四月六日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北杜市長坂町日野字日野原三二一〇番一地从先から 北杜市長坂町日野字日野原三二一〇番一地从先まで	旧 新	六・六 八・七	一六八・〇 一六八・〇

山梨県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年四月六日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
大月市猿橋町猿橋字西小倉二七八一番二地 先から	四・二	四・八	一四三・一
大月市猿橋町猿橋字西小倉一七五五番二地 先まで	四・八	一九・二	一四三・一

山梨県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年四月六日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府山梨線	山梨市堀内字小揚五五八番一地 先から 山梨市堀内字堰間五四番一地先	五〇六・〇	令和五年三月十六日

まで

山梨県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年四月六日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市御坂町竹居字仁王一一四 八番一地从先から 笛吹市御坂町竹居字仁王一一四 三番一地从先まで	一一一・五	令和五年三月十六日

山梨県告示第八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
富士吉田市	菅ノ沢	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	新規	

同	忍野村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
城ヶ腰	平山の5	長日向	山ノ神戸	大明見の4	大明見の3	上堂谷	向原	数見尾垂通	尾垂の4	尾垂の3	尾垂の2	尾垂の1	金峯山	子ノ神	殿ノ入	梅久保	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

		二 土砂災害特別警戒区域																	
市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示	同	鳴沢村	同	同	同	同	忍野村	市富士吉田	鳴沢村	同	同	同	同	同
						日陰林沢	清水沢の1	賀背沢	水呑沢の2	水呑沢の1	同	平山海沢沢	殿入川の3	日陰林	鐘山	下村	平山中尾	平山の7	平山の6
						同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同
						同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
						同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	市 富士吉田
長日向	山ノ神戸	大明見の4	大明見の3	上堂谷	向原	数見尾垂通	尾垂の4	尾垂の3	尾垂の2	尾垂の1	金峯山	子ノ神	殿ノ入	梅久保		市 富士吉田
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地 の崩壊
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	次の図のと おり(図面 省略)
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規

同	同	忍野村	市 富士吉田	鳴沢村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	忍野村
賀背沢	水呑沢の2	水呑沢の1	殿入川の3	日陰林	鐘山	下村	平山中尾	平山の7	平山の6	城ヶ腰	平山の5				
同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

山梨県告示第八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により土砂災害警戒区域について、同法第九條第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	解除事項	指定告示
富士吉田市	東町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりに(図面省略)	一部	平成十九年山梨県告示第三百六十二号

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
富士吉田市	平山1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりに(図面省略)	全部	平成二十年山梨県告示第四百六十号
同	東町	同	同	一部	平成十九年山梨県告示第三百六十二号
西桂町	一石川	土石流	同	全部	平成二十年山梨県告示第三百三十七号
山中湖村	柳原沢	同	同	同	平成二十三年山梨県告示第七十四号
道志村	釜の前沢	同	同	同	平成二十二年山梨県告示第三百三号

公 告

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量(航空重力測量)
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和五年四月一日から令和五年七月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女千六百八十九番一の一部、千六百八十九番十の一部及び千七百三十三番二の一部、字新町前千八百五十二番五の一部、千八百五十二番六の一部、千八百八十番二、千八百八十番三、千八百九十一番、千八百九十三番二の一部及び千八百九十三番三、字新町西千八百九十五番の一部、千八百九十六番二の一部、千八百九十九番、千九百番一の一部、千九百四番一の一部及び千九百二十九番三の一部、道並びに水の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事 長崎 幸太郎

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字下り山四千五百九十七番七の一部、四千五百九十七番八の一部、四千五百九十七番十の一部、四千五百九十七番十一の一部、四千五百九十七番十二の一部、四千五百九十七番十三の一部、四千五百九十七番十四の一部、四千五百九十八番一、四千五百九十八番五の一部、四千五百九十八番六の一部、四千五百九十八番七の一部、四千五百九十八番八の一部、

四千五百九十八番十九の一部、四千五百九十八番二十の一部、四千五百九十八番二十三、四千五百九十八番二十四、四千五百九十八番二十六の一部、四千六百十五番六の一部、四千六百十五番七の一部及び四千六百十五番二十の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市上吉田四千五百九十七番地の一 プレミアムウォーター株式会社 代表取締役 金本 彰彦

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一三、六五〇

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年三月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一八〇、四一〇

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年三月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一三、九六〇
中巨摩郡	五、四六四
南都留郡	一一、九二一
甲府市	五一、四六九
富士吉田市	一三、四一〇
都留市・西桂町	九、四五二
山梨市	九、五六五
大月市	六、六二三
韮崎市	八、〇六六
南アルプス市	一九、七五〇
北杜市	一三、三一一
甲斐市	二〇、九一三
笛吹市	一八、九八一
上野原市・北都留郡	六、八一五
甲州市	八、六四四
中央市	八、一四六